

鳥取県告示第 287 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 22 年 5 月 6 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野 2259-43	かいけ訪問介護事業所	米子市皆生新田二丁目 3-1	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	平成 22 年 5 月 1 日